

2012年5月10日

大阪大学学長

平野俊夫 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡本真理

### 外国語学部外国人特任教員受け入れ体制改善についての申し入れ

#### (1) 外国語学部の外国人教員にたいする帰国旅費の支給を求めます。

言語文化研究科言語社会専攻には、外国語学部における全専攻語のネイティブ教師（外国人特任教員：計27名）が所属し、本学学生の教育に日々貢献しています。多くの場合、2年から数年の契約で、新しい教員と入れ替わっています。

大阪大学との統合後、外国語学部の外国人教員は「外国人招へい教員」から「外国人特任教員」と身分が変更されましたが、その際、従来支給されていた帰国旅費が支払われなくなるという不利益変更を被りました。これについて大学は、「本学の他の特任教員と条件を合わせるため」と説明しています。しかし、基本的に外国から来日し、契約終了後本国に戻る外国語学部の外国人教員を、このような理由で日本人特任教員などと同様の処遇に置くことにより、結果として多大な経済的負担を負わせているのが現状です。外国語学部の外国人教員にたいする帰国旅費の支給を求めます。

#### (2) 外国人特任教員が、生活に関する諸手続きをスムーズに行える体制を確立するよう求めます。

外国人特任教員の多くは、日本語がほとんど（あるいはまったく）話せず、来日時の諸手続きに始まり、日常生活や大学での業務に至るまでのほとんどを、専攻語内の日本人教員がサポートしているのが現状です。これは日本人教員にとって本来の業務から逸したところで大きな負担となっています。また、外国人教員の方も、同僚の日本人教員に遠慮して援助を求められず、困っていることがよく見かけられます。本学の外国語教育に多大な貢献をされる外国人特任教員が、生活に関する諸手続きをスムーズに行うために、大学として責任ある体制を確立するよう申し入れます。

#### 【英語のできる外国人教員対応事務員の配置】

外国人教員に対応する事務員を最低1名雇ってください。あくまで現在の事務職員の負担増にならないよう、配慮が必要です。英語（できればプラスαで中国語など）ができる優秀な外国語学部卒業生の雇用機会拡大にもつながります。週2～3日程度のアルバ

イトでも、常駐する担当者があることで大きな改善となります。大学のサポートオフィス箕面分室との提携というかたちも検討可能でしょう。

#### 【来日時のサポート】

- ①空港への出迎えから小野原宿舎までの移動
- ②箕面市役所での外国員登録
- ③ガス開栓の立会い
- ④銀行口座開設
- ⑤携帯電話の契約
- ⑥宿舎でのインターネット契約・工事
- ⑦最初の月の給料日までの生活費立て替え
- ⑧家族（子ども）の入学手続き
- ⑨大学での辞令交付前の英語による就業規則の説明

①については、各自関西空港到着の時間帯が違いますし、やはり初日には専攻言語ができるスタッフでないと対応がむずかしいかもしれません。現在、迎え入れ担当者の交通費は支払われますが、院生等アルバイト代、または早朝来日への対応として前日の空港周辺での宿泊代などを保障し、周知してください。

②③④⑤ た例えば4月1日の辞令交付の前後に、担当事務員が新任教員をグループにまとめて、タクシーを使って市役所等に連れて行く。銀行口座は池田泉州銀行小野原支店、携帯電話はソフトバンク小野原支店、など一番近いところに限定して、希望する人をまとめて手続きをサポートすることができるでしょう。

⑥のインターネットは大変問題です。宿舎は古く、NTTから各プロバイダーに提供されている地図データにはそもそもこの建物の情報が入っておらず、手続きは大変複雑で時間がかかります。今日、自宅でインターネット契約を必要としないという外国人教員は皆無ですから、建物全体でどこかのプロバイダーと契約し、マンション契約で割安な料金で各個の教員がインターネットを利用できる環境を、ぜひとも整えてください。また、固定電話は昨今需要があまりありませんが、電話加入権が数十年前に退職した教員の名義のままになっており、解約もできない状態にあるケースもあります。

⑦すでに来日時の航空運賃も立て替えている上に、4月17日の給料日までの生活費を自分で賄える人はわずかです（日本の物価は出身国のそれに比べ非常に高いことが多い）。現状では初任給が支給されるまで、専攻語教員が15万円ほど貸すなどして対応しています。新任教員にたいして一律で部分的給料前払いができるようにしてください。⑧箕面市教育委員会への通知、入学手続き、児童手当の支給手続き、児童の日本語教育などのサポートが必要です。箕面市国際交流協会は市内の外国人への多面的サポートを長年行ってきた実績があるので、同協会との連携を強化して下さい。具体的には辞令交

付時に国際交流協会の職員に来学してもらい、新任教員への説明や関係作りをしてもらうなどです。

⑨ 本学設置の外国人対応事務員が必要です。

#### 【帰国時のサポート】

- ① 国際宅急便の手配・相談
- ② インターネット解約・工事
- ③ 翌年確定申告の代理と返還された税金の送金

① ②についても、本学設置の外国人対応事務員が必要です。

③ 3月末日に帰国された先生の確定申告は翌年の2月～3月ですから、代理人が池田の税務署で確定申告を行うこととなります。また、還付金を本国にいる先生の口座に送金する必要があります。これまで対応はまちまちで、毎回きっちりと確定申告&送金を専攻語の同僚教員がしてあげているところ、一応説明だけはして希望があれば自己責任で知り合い等に依頼してやってくれと言うところ、そもそも当人に説明していないところなどがあります。ふつう数十万円単位で還付されるようなので、一律のサポート体制を整えることは重要です。

#### 【常時サポートが必要な点】

- ① 事務連絡メールの翻訳

外国人教員の方は、いつもささいなことで同僚の日本人教員にあれこれきいて煩わせるのは申し訳ない、と大変気を使っておられます。困っていても相談しにくくて、周囲がしばらく気がつかないこともよくあります。ぜひとも、担当事務員を配置して、日常の事務メールは大まかな要件だけでも英語に翻訳してください。

#### 【その他】

他にも、大学図書館カード作成、クレジットカード作成、公共料金の自動引き落としの手続き、宿舎での備品故障など、来日後、少し経って必要となることもまだまだあります。週に2～3日で短時間でも英語のできる外国人対応スタッフが常駐していると、いつでも気兼ねなく相談したり書類書きの手伝いをしてもらえて、大変助かります。

以上、外国人教員のサポート体制の改善について、早急にご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。